

## 災害時における機器の調達に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と北海道建設機械レンタル協会旭川支部（以下「乙」という。）は、旭川市内に地震、風水害、大規模な事故等による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、機械及び器具（以下「機器」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、旭川市が実施する応急対策等を円滑に進め、被害の拡大防止と市民生活の早期安定を図るため必要とする乙の協力に関し必要な事項を定める。

### （協力の要請）

第2条 災害時において、甲は、乙に対して要請書（様式1号）により、必要となる機器の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り協力に努めるものとする。

### （機器の範囲）

第4条 甲が乙に調達を要請する機器は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有及び調達可能な機器とする。

- (1) 仮設トイレ
- (2) 移動式暖房機器
- (3) 発電機
- (4) その他甲が指定する機器

### （機器の納入）

第5条 機器の納入は、甲の指定する場所とし、甲の職員が確認の上納入するものとする。

### （協力の報告）

第6条 乙は甲の要請により協力した場合は、速やかに甲に対し、報告書（様式2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 この協定により乙が第3条の規定による協力のため要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して定める。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、協力要請等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとし、変更ある場合においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年8月20日

甲 旭川市

旭川市長

西 川 将



乙 旭川市永山町14丁目133番4  
北海道建設機械レンタル協会旭川支部

支 部 長 岡 田 真 臣

